



世民律師事務所 SHIMIN LAW OFFICES

中国「データ越境移転安全評価弁法」が 9月1日に施行予定

2022年7月11日
上海市世民律師事務所

2022年7月7日、国家インターネット情報弁公室（以下「CAC」）は「データ越境移転安全評価弁法」（以下「弁法」）【¹】を公布しました。弁法は2022年9月1日に施行される予定です。デジタル経済の活発な発展に伴い、データの越境移転活動が益々頻繁になり、データ処理者のデータ越境移転ニーズが急速に伸びると共に、国や地域によって法律制度、保護レベル等の違いから、データ越境移転の安全リスクも浮き彫りになっています。

弁法はデータ越境移転安全評価の範囲、条件や手続を規定しており、データ越境移転安全評価業務に対する具体的な指針を示しています。

本稿では、弁法のポイント理解に役立つ、7月7日に記者会見で記者から挙げた弁法に関する質問とCACが行った回答（以下「Q&A」）を紹介します。

1. 弁法に関する Q&A

Q&A（質問1から質問13）の内容は以下の通りです【²】。

質問1：「弁法」の公布背景は何ですか？

回答：近年、デジタル経済の活発な発展に伴い、データの越境移転活動が益々頻繁になり、データ処理者のデータ越境移転ニーズが急速に増えています。また、国や地域によって法律制度、保護レベル等の違いがあるため、データ越境移転の安全リスクも浮き彫りになっています。データの越境移転活動は個人情報の権益に影響を与えるだけでなく、国の安全と社会公共の利益にも関係します。世界の多くの国と地域では相次いで当該国、当該地域の実態に即し、データ越境移転の安全管理について制度面で模索を行っています。「弁法」の制定・公布は、「ネットワーク・セキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」におけるデータの越境移転に関する規定を実行するための重要な措置であり、データの越境活動をさらに規範化し、個人情報の権益を保護し、国の安

¹ 《数据出境安全评估办法》 国家互联网信息办公室令（第11号）、

² 「データ越境移転安全評価弁法」記者質問の回答

出典：『網信中国』微信公式アカウント」https://mp.weixin.qq.com/s/I_8CoXlwvIAv4vdWQLANZw

全と社会公共の利益を守り、データの越境移転における安全と自由な流動を促進することを目的としています。

質問 2：「弁法」が述べるデータの越境移転活動とは何を指していますか？

回答：「弁法」が述べるデータの越境移転活動は主に次の内容を含みます。

1	● データ処理者が国内での運営中に収集及び生成したデータを国外に転送、国外に保存すること。
2	● データ処理者が収集及び生成したデータが国内に保存され、国外の機関、組織又は個人がアクセス又は呼び出しができること。

質問 3：どのような場合に、データ越境移転安全評価の申告が必要ですか？

回答：「弁法」は、次の 4 種類についてデータ越境移転安全評価の申告をしなければならないと明確にしています。

1	● データ処理者が国外に重要データを提供する場合
2	● 重要情報インフラ運営者と 100 万人以上の個人情報を扱うデータ処理者が、国外に個人情報を提供する場合
3	● 前年の 1 月 1 日から累計して 10 万人の個人情報又は 1 万人の機微個人情報を国外に提供したデータ処理者が国外に個人情報を提供する場合
4	● 国家インターネット情報部門が規定するデータ越境移転安全評価の申告を必要とするその他状況

質問 4：データ越境移転安全評価では主にどのような内容を評価しますか？

回答：データ越境移転安全評価は、データ越境移転活動が国の安全、公共の利益、個人又は組織の適法な権益にもたらす可能性があるリスクを重点的に評価し、主に次の内容が含まれます。

1	● データ越境移転の目的、範囲、方式等の適法性、正当性、必要性
2	● 国外受信者が所在する国又は地域のデータ安全保護政策・法規及びネットワーク安全環境が越境移転データの安全に与える影響 ● 国外受信者のデータ保護レベルが中華人民共和国の法律、行政法規の規定及び強制国家標準の要求に達しているか。
3	● 越境移転データの規模、範囲、種類、機敏さの程度、越境移転中及び越境移転後に改ざん、破壊、漏洩、紛失、移動に遭遇する、又は不法取得、不法利用される等のリスク
4	● データの安全と個人情報の権益が十分かつ有効に保障されているか。
5	● データ処理者が国外受信者と締結しようとする法律文書にデータの安全保護責任義務が十分に約定されているか。
6	● 中国の法律、行政法規、部門規則の遵守状況。
7	● 国家インターネット情報部門が評価を必要とするその他の事項。

質問 5：データ越境移転安全評価活動を規範化するため、「弁法」では具体的にどのようなプロセスが明確になりましたか？

回答：「弁法」では、データ越境移転の具体的なプロセスが明確になりました。

1	● 「事前評価」 データ処理者は、国外にデータを提供する前に、データの越境移転リスクの自己評価を先ずしなければならない。
2	● 「申告評価」 データ越境移転安全評価を申告する状況に合致する場合、データ処理者は、所在地の省級インターネット情報部門を通じて国家インターネット情報部門にデータ越境移転安全評価を申告しなければならない。
3	● 「評価実施」 ➢ 国家インターネット情報部門は申告資料を受領した日から 7 営業日以内に評価を受理するか否かを確定する。 ➢ 書面の受理通知書を発行した日から 45 営業日以内にデータ越境移転安全評価を完了する。 ➢ 状況が複雑である、又は資料の補充、訂正が必要な場合には、延長予定期間を適度に延長し、かつ、データ処理者に通知することができる。
4	● 「再評価と越境移転の終了」 評価結果の有効期間が満了した場合、又は有効期間内に本弁法に規定された再評価状況が発生した場合、データ処理者はデータ越境移転安全評価を再度申告しなければならない。評価を既に通過したデータ越境移転活動が実際の処理過程においてデータ越境移転安全管理の要求に合致しなくなった場合、国家インターネット情報部門の書面通知を受領した後、データ処理者はデータ越境移転活動を終了しなければならない。データ処理者は、引き続きデータ越境移転活動を行う必要がある場合、要求に従って是正しなければならない、是正完了後に評価を再申告しなければならない。

質問 6： 評価の過程でデータ処理者の商業秘密等の適法な権益はどのように保障されますか？

回答：「弁法」は、安全評価業務に参加する関連機関と人員が職責を履行する中で知り得た国の秘密、個人のプライバシー、個人情報、商業秘密、秘密保持を要する商業情報等のデータについて、法により秘密を保持しなければならない、漏洩又は不法に他人に提供し、不法に使用してはならないと規定しています。

質問 7：「弁法」では他にどのような規定が明確にされていますか？

回答：上記の評価内容、具体的なプロセス、秘密保持要求等の管理措置以外に、「弁法」は国家インターネット情報部門が安全評価を受理するか否かの決定に責任を負うことを明確にし、また申告状況に基づき國務院の関連部門、省級インターネット情報部門、専門機関等を組織して安全評価を実施することを明確にしました。省級インターネット情報部門は、データ越境移転安全評価申請資料を受領し、完備性検査を完了する責任を負います。如何なる組織及び個人も、データ処理者が本弁法に違反して国外にデータを提供したことを発見した場合、省級以上のインターネット情報部門に通報することができます。

質問 8：データ処理者はいつデータ越境移転安全評価の申告をしますか？

回答：データ処理者は、データの越境移転活動が発生する前に、データ越境移転安全性評価の申告をし、かつ、これを通過しなければなりません。実務では、データ処理者は、国外受信者とデータ越境移転に関連する契約又は法的効力を有する其他文書（以下「法律文書」と総称）を締結する前に、データ越境移転安全評価を申請するのが適切です。法律文書を締結した後に評価の申告をする場合、評価を通過しなかったことによる損失が生じる可能性を回避するため、法律文書の中に、当該法律文書はデータ越境移転安全評価を通過した後に効力が生じなければならないよう明記することを提案します。

質問 9：企業が申告するデータ越境移転安全評価の結果はどのような種類が考えられますか？

回答：

1	● 「申告が受理されない場合」 安全評価範囲に該当しない場合について、データ処理者は、国家インターネット情報部門が受理しない旨の書面通知を受領した後、法律が規定するその他の適法なルートを通じてデータ越境移転活動を行うことができる。
2	● 「安全評価を通過した場合」 データ処理者は、評価通過の書面通知を受領した後、厳格に申告事項に基づいてデータ越境移転活動を行うことができる。
3	● 「安全評価を通過しなかった場合」 データ越境移転安全評価を通過しなかった場合、データ処理者は、申告したデータ越境移転活動を行ってはならない。

質問 10：評価結果に異議があった場合はどのように処理されますか？

回答：データ処理者は、評価結果に異議がある場合、評価結果を受領してから 15 営業日以内に国家インターネット情報部門に再評価を申請することができ、再評価結果を最終的な結論とします。

質問 11：データ越境移転安全評価結果の有効期限はどれくらいですか？

回答：データ越境移転安全評価結果の有効期間は 2 年であり、評価結果の発行日から計算します。有効期間が満了し、引き続きデータ越境移転活動を行う必要がある場合、データ処理者は、有効期間満了の 60 営業日前に改めて評価を申請しなければなりません。

質問 12：「弁法」の違反について、どのように法的責任を追及しますか？

回答：「弁法」は、データ処理者が本弁法の規定に違反した場合、「ネットワーク・セキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」等の法律法規の規定に依拠して処理することを明確にしています。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及します。

質問 13：個人情報を国外に提供すること、安全評価と標準契約、個人情報保護認証との関係はどのように整合性がとられますか？

回答：「弁法」の適用範囲は既に明確にされており、安全評価を適用する個人情報処理者のデータ越境移転の状況については安全評価を申告しなければなりません。「弁法」適

用範囲外の個人情報処理者のデータ越境移転の状況については、個人情報保護認証又は国家インターネット情報部門が制定した標準契約を締結することにより、個人情報の越境提供条件を満たすことができ、個人情報処理者が法によりデータ越境移転活動を行うのに便宜を図ることができます。

以上

注：上記情報は公開されている各種公式情報に基づき収集整理した情報であり、一般的な参考情報として供することを目的としてのみ作成されものです。上記情報に含まれる内容は政策および法律改正等の要因により、通知なしに変更される可能性があります、その正確性および確実性を保証するものではなく、弊所は上記情報の全部又は一部に起因するいかなる直接又は間接的な損失および損害に対して、いかなる責任も負いません。

上記情報に関するご不明点は、下記担当者までお問合せください。

日本窓口：
黒田（東京）

中国大陸窓口：
中野（大連）
坂口（上海）

info@shiminlaw.com